

**令和6年度  
公園等における持続的な協働の取組に向けた  
新制度等策定支援業務委託  
仕様書**

**1 適用範囲**

本仕様書は、「令和6年度 公園等における持続的な協働の取組に向けた新制度等策定支援業務委託」（以下「本委託」という。）に適用する。

**2 業務目的**

本市の公園等の管理運営については、管理運営協議会・公園緑地愛護会等との協働の取組により支えられているが、各団体は高齢化や世代交代の停滞といった課題が生じている。一方で、公園の多様な可能性などが全国的にも再認識されており、本市においても市民の暮らしを支え、高めるなどの新たな活動が芽生えている。

このような中で本市が築いてきた協働の取組の持続性を確保し、さらに発展させるため、「市民等のしたい」が実現しやすい「みんなが気持ちよく、いきいき過ごせる公園」を目指した取組に令和4年度から着手しており、令和6年度については、既存の活動団体との勉強会を実施するとともに、3区を対象に新たなプログラムづくりに向けた多様な主体が参加するワークショップ等を開催し、公園等における持続的な協働の取組に向けたプログラムや体制等の制度づくりを行うことを目的とする。

**3 履行期間**

契約日から令和7年3月31日までとする。

**4 業務対象範囲**

川崎市内の公園緑地等

**5 業務内容**

公園で活動する既存の自治会、公園の利活用に関心のある団体、教育機関、企業などを対象に、公園等における持続的な協働の取組に向けた新制度の検討について周知し、公園の活用について意見交換や市民等がしたいを実現するプログラムづくりに向けたワークショップを開催する。また、ワークショップの結果等を踏まえ、新たな担い手となる企業・団体・個人等によるプログラムを実証実験として実施する際の支援を行い、公園等における持続的な協働の取組に向けたプログラムや体制等の制度づくりを行う。

**(1) 新たな担い手候補へのヒアリング**

川崎市内の公園を活用し様々な取組を行っている新たな担い手候補（団体や個人）に対し、公園等における持続的な協働の取組に向けた取組の方向性について、意見を確認し、活用の可能性についてのヒアリングを行う。

**（２）勉強会の運営補助（開催箇所：７区（各１回））**

公園で活動する既存団体を対象に、公園等における持続的な協働の取組に関する情報を共有するとともに、新たな取組による効果についてイメージや事例を紹介し、活動団体の意見を確認するための運営補助を行う。

・主な対象：既存活動団体

**（３）ワークショップの実施（開催箇所：３区）**

市民や活動されている団体・企業・教育機関等を公募し、公園等における持続的な協働の取組についての周知と、市民等がしたいを実現するプログラムづくりに向けたワークショップを区ごとに各３回行う。

・主な対象：開催区に在住の方、開催区で活動されている団体や事業者

**（４）実証実験の支援と結果の分析**

ワークショップに参加した新たな担い手による実証実験の企画、準備、及び実施の支援を行う。実証実験の試行は３回とする。

**１）企画・準備の支援**

新たな担い手と打合せを行い、実証実験の企画検討や準備の支援を行う。

打合せは６回を想定する。

実証実験の実施に必要な資材、備品、消耗品の購入、広報用のチラシ作成を行う。

**２）当日運営支援**

実証実験当日の運営支援を行う。

**３）実施結果の記録と効果検証**

実証実験の実施記録をとりまとめる。また、参加者アンケートや運営主体へのヒアリングなどを行い、実証実験の結果を検証し、新制度等検討に向けた課題を整理する。

**（５）ワークショップや実証実験の情報発信**

ワークショップや実証実験について、チラシ等の印刷物やホームページや SNS 等による事前広報や実施結果についての情報発信を行う。なお、過年度のホームページや SNS の取組を引き継ぐものとする。

**（６）公園等における持続的な協働の取組に向けた新制度（案）の策定**

実証実験の検証結果や、令和４年度からの取組を踏まえ、公園等における持続的な協働の取組に向けた新制度の方向性、枠組み、コンセプト、運営体制、事業スケ

ジュール等を取りまとめる。

#### (7) プログラム（仕組み）（案）の作成

制度を持続可能なものとするために、公園の使い方や、活用事例、制度運用の基本的な仕組みを整理したプログラム（案）を作成する。

#### (8) 成果品のとりまとめ

(1) から (7) の業務について報告書としてとりまとめる。

#### (9) 打合せ協議

打合せ協議は、業務開始時、中間時3回、完了時の計5回とする。

### 6 成果品

下記成果品を納入する。

- ・(仮称)新制度紹介ガイドブック (A5 カラー製本) 50 ページ程度 1500 部
- ・プログラムや体制等の制度づくりに向けた取組に関する紹介用チラシ (二つ折り A4 仕上げ) 3000 部
- ・報告書 (A4 版、ファイル綴じ) 1 部
- ・報告書電子データ 1 式 (正・副2部)

※Microsoft Word、Microsoft Excel、Power Point など編集可能ないずれかのファイル形式及びPDF形式でCD-R やDVD-R 等の媒体で提出するものとする。

成果品は電子データ (CD-R 等) で納品する。電子データは「川崎市電子納品要領」により作成し、正・副2部提出する。ただし、川崎市電子納品要領に従い納品されたデータの内容を確認するため、電子納品されたデータを印刷し報告書として提出すること。

また、受託者は業務の完了後であっても、内容に誤りが発見された場合、本市の請求により直ちに成果品の修正を行わなければならない。

### 7 その他

- (1) 利用者の個人情報、個人情報の保護に関する法律 (平成15年法律第57号) 等の法令の規定を遵守し、適正に管理すること。
- (2) 本業務において得られた情報は、委託者に帰属するものとし、受託者は知り得た情報の一切に対して守秘義務を負うものとする。
- (3) 本業務の成果については、委託者に帰属するものとする。
- (4) 本仕様書に記載のない事項、その他疑義が生じた事項については、委託者及び受託者双方の協議の上、決定する。

## 個人情報取扱いに関する情報セキュリティ特記事項

(趣旨)

第1条 この特記事項は、個人情報の取扱いを伴う事務事業の委託について、必要な事項を定めるものである。

(基本事項)

第2条 発注者との間でこの契約を締結し、受注者は、業務の履行に当たり情報セキュリティの重要性を認識し、情報資産の漏えい、紛失、盗難、改ざんその他事故等から保護するため、必要な措置を講じなければならない。

(情報セキュリティ関連規程の遵守)

第3条 受注者は、この契約による業務に関する情報資産の取扱いについては、情報セキュリティに関する法令のほか、川崎市個人情報保護条例（昭和60年川崎市条例第26号。以下「個人情報保護条例」という。）、川崎市情報セキュリティ基準、関連する実施手順など、発注者が定める条例、規程その他の関連規程を遵守しなければならない。

(個人情報の適正な維持管理)

第4条 受注者は、この契約の履行に当たり個人情報保護条例に規定する個人情報（以下「個人情報」という。）を取り扱う場合は、個人情報の保護を図るため、個人情報の漏えい、改ざん、滅失、き損その他の事故等を防止するための必要な措置を講ずることにより、個人情報について適正な維持管理を行わなければならない。

2 受注者は、この契約の履行に必要な業務に従事させる者に対して、業務が適切に履行されるよう、必要な監督を行わなければならない。また、個人情報保護条例にある罰則規定を周知しなければならない。

(秘密保持及び第三者への提供の禁止)

第5条 受注者は、この契約の履行に当たり知り得た秘密及び個人情報を第三者に開示し、又は漏えいしてはならず、並びにあらかじめ発注者が書面により承諾した内容を除いて、この契約の履行により知り得た情報を第三者に提供してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、また、同様とする。

2 受注者は、前項の義務を遵守するために必要な措置として、この契約の履行に必要な業務に従事させる者に対して、川崎市情報セキュリティ基準第2章9(1)オの定めに従い、秘密保持等に関する誓約書を提出させなければならない。

3 発注者は、第1項の規定に違反するおそれがある場合は、受注者に対し関係資料の提出を求め、又は発注者の職員をして履行場所等に立ち入らせ、文書その他の資料を調査させ、若しくは関係者に質問させることについて協力を求めることができる。

(再委託の禁止)

第6条 受注者は、この契約による業務の全部を一括して、又は主要な部分を第三者に委託してはならない。ただし、業務の一部（主要な部分を除く。）であって、発注者に事前に書面により申請し、発注者の書面による承諾を得た場合はこの限りでない。

2 受注者は、前項ただし書により発注者に申請する書面には、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先において取り扱う情報、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法等を記載しなければならない。

3 受注者は、第1項ただし書により委託する場合は、受託者の当該事務に関する行為について、発注者に対して全ての責任を負うものとする。

(指示目的外の利用の禁止)

第7条 受注者は、この契約の履行に必要な業務に関する情報をその他の用途に使用してはならない。

(情報の複写及び複製の禁止)

第8条 受注者は、この契約の履行に当たり、発注者の指示又は承諾があるときを除き、受託業務に関する情報を複写し、又は複製をしてはならない。

(情報の帰属権)

第9条 業務に関する情報が記録された記録媒体等の内容をなす一切の情報は、当該業務の処理のため発注者が提供した発注者の情報であって、受注者はその内容を侵す一切の行為をしてはならない。

2 発注者及び受注者は、この契約に関わる全ての情報の記録等、当該受託業務完成に必要なものが、発注者の所有物であることを確認する。ただし、受注者が所有するソフトウェア及び著作権、特許権その他の権利でこの契約の履行のために適用したものについてはこの限りではない。

3 受注者は、この契約の履行による成果物の全てについて、第三者の著作権、特許権その他の権利を侵してはならない。

(情報資産の保護)

第10条 受注者は、受託業務に関する情報資産を発注者の指定した場所以外には、搬出できないものとする。

(情報資産の受渡し)

第11条 この契約による業務に関する情報資産の提供、返却又は廃棄については、受渡票等で確認し、行うものとする。

(情報資産の授受及び搬送)

第12条 この契約で履行する業務に関する情報資産の授受及び搬送は、発注者の管理責任者が指定する職員と、受注者の管理責任者と

の間で行う。

- 2 業務に関する情報資産の授受及び搬送を受注者が行う場合は、その費用は受注者の負担とし、受注者の責任において行うものとする。  
(厳重な保管及び搬送)

第13条 受注者は、この契約による業務に関する情報資産の漏えい、改ざん、滅失、き損その他の事故等を防止するために、情報資産の厳重な保管及び搬送に努めなければならない。  
(情報資産の返還又は廃棄)

第14条 受注者は、この契約が終了し、又は解除されたときには、この契約による業務に関する情報資産を速やかに発注者に返還し、又は発注者の指示に従い、情報を復元できないよう措置を講じ、安全適切に廃棄しなければならない。  
(入退室管理事項)

第15条 受注者は、発注者の情報セキュリティ管理エリアに入室して業務を行う場合には、発注者の定める入退出に関する規定を遵守しなければならない。

- 2 発注者の情報セキュリティ管理エリアには、情報機器及び外部媒体の持込み並びに持ち出しを禁止する。ただし、発注者に事前に書面により申請し、発注者が許可した場合はこの限りではない。  
(身分証明書の携帯等)

第16条 この契約による業務に従事する受注者の従業員は、その業務を行うに当たり、受託会社の商号及び自己の氏名が記載され、並びに顔写真が付いた身分を示す証明書を携帯し、関係人から請求があったときには、これを提示しなければならない。  
(事故発生時の報告義務)

第17条 受注者は、この契約による業務に関する情報資産の漏えい、紛失、盗難、改ざんその他事故等が生じ、又は生じた可能性があることを知ったときには、速やかに発注者に報告し、その指示に従わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、また、同様とする。

- 2 この場合、受注者は、その事故発生理由にかかわらず、速やかにその状況、処置対策等を書面により発注者に報告しなければならない。  
(業務の報告又は検査等)

第18条 発注者は、必要があるときは、いつでも受注者の業務の処理状況について報告を求め、又は個人情報取扱いについて必要な措置が講じられているかどうか確認するため、受注者及び再委託先に対して検査等を行うことができる。  
(教育の実施)

第19条 受注者は、従業員に対し、この契約による業務に関する情

報資産を取り扱う場合に遵守すべき事項その他この契約の適切な履行のために必要な事項に関する研修等の教育を実施しなければならない。

(契約の解除)

第20条 発注者は、受注者がこの特記事項に定める義務を果たさない場合には、契約による業務の全部又は一部を解除することができるものとする。

2 受注者は、前項の規定に基づく契約の解除により損害を被った場合においても、発注者にその損害の賠償を求めることはできない。

3 第1項の規定により契約を解除したときは、契約保証金は発注者に帰属する。契約保証金の納付がない場合は、受注者は、委託契約金の10分の1に相当する額を損害賠償金として発注者に支払わなければならない。

(損害賠償)

第21条 受注者の故意又は過失を問わず、受注者が本特記事項に定める義務に違反し、又は怠ったことにより、個人情報等の漏えい等の事故が発生し、発注者に対する損害が発生させた場合は、受注者は、発注者に対して、その損害を賠償しなければならない。

2 前項の損害賠償金は、契約金、契約保証金その他受注者に支払うべき債務と相殺することができる。

3 第1項の損害賠償の額は、前条第1項により契約を解除する場合には、同条第3項により発注者に帰属する契約保証金又は受注者が発注者に支払う損害賠償金の額を超過した額とする。

(違反事実の公表)

第22条 受注者がこの特記事項に違反した場合、発注者は受注者の名称及び違反事項を公表することができる。

(その他)

第23条 受注者は、この特記事項に定めるもののほか、情報資産の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。